



購読
ためしよみ・購読の
お申し込みは



0120-454010

ネットでも
ニュース

中日ウエブ
中日スポーツ

検索

憲法違反 旧優生保護法

最高裁 国に賠償命令

「除斥期間」適用せず

旧優生保護法下で不妊手術を強いたのは憲法違反だとして、障害のある人らが国に損害賠償を求めた5訴訟の判決で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は3日、国の賠償責任を認める初の統一判断を示し、同法が憲法に違反するとの判断を示した。不法行為から20年の経過で損害賠償請求権が消滅する「除斥期間」を適用しなかった。

「不良な子孫の出生を防止する」との目的で1948年に制定された同法により、理不尽な手術を強いられた被害者の救済に道筋が付いた。一連の訴訟は2018年以降、被害者ら39人が全国12地裁・支部に提起。このうち大法廷が判決を言い渡したのは札幌、仙台、東京、大阪、神戸の各地裁の5訴訟で、原告らは1950～70年代に不妊手術をされた。